

中国は全人代の開催延期を正式決定

— 新型肺炎対策などの追加策は今後も適宜打ち出される見通し —

- 中国の全人代の常務委員会は24日、3月開催予定だった全人代の延期を正式決定しました。
- 開催延期は新型肺炎の流行が続いていることを受けたものであり、延期後の日程は見通せない状況です。しかし、中国では政策決定は党中央政治局が担っており、新型肺炎対策など今後の政策対応についての影響は小さく、適宜追加の対策が打ち出されるものとみられます。

全人代の開催延期を正式決定

中国の全人代（全国人民代表大会※）の常務委員会は24日、新型肺炎の流行が続いていることを受けて、第13期全人代第3回会議の延期（当初3月5日から開催予定）を正式に決定しました。

※日本の国会に相当

全人代は1998年以降、例年3月5日から開催されており、延期は極めて異例の措置となります。ただ、感染終息に目処が付いていない状況では各地域の代表の参加は難しいことに加え、全人代の代表約3,000人のほか、国政助言機関の人民政治協商会議委員の約2,000人など大人数が北京に集合することから、感染拡大防止の観点から、開催は困難であることはかなり早い段階から予想されたことと言えます。

今回、延期後の日程は示されませんでした。中国メディアでは、3月末や4月などとする観測報道がありますが、仮に完全終息の目処が付いてからとすると、更に後ずれする可能性があると考えられます。

政策対応への影響は小さい

全人代では経済成長などの政府目標を公表することから毎年その数値が市場関係者の注目を集めます（図表1）。今年の成長目標に関しては当初、前年比+6%前後との観測がありましたが、延期後の全人代で示される成長目標は新型肺炎の影響により低めに設定される可能性が高いとみています。

その他、本来であれば全人代で新型肺炎対策を含めた経済政策が示されたとみられますが、全人代の開催が延期されても、中国の場合、共産党が政府を指導する立場に位置付けられており政策の決定は党中央政治局が担っていることから、政策対応への影響は小さいとみられます。新型肺炎対策については、これまでも適宜打ち出されており、今後も党指導部は状況を見ながら、経済政策を含め追加の対策を決定するものとみられます（図表2）。

図表1 全国人民代表大会における主な焦点

ポイント
・ 2020年のGDP成長目標
・ 新型肺炎対策・経済政策
・ 米中貿易協定の「第1段階の合意」の履行
・ 貧困への取り組み
・ 対香港・台湾政策
・ 国防予算規模

（出所）各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 中国政府の新型肺炎を巡る主な動き

2019年		
12月	31日	武漢市が原因不明の肺炎患者を相次いで確認と公表
2020年		
1月	7日	政治局常務委員会議開催
	9日	中国国営メディア、新型コロナウイルスを確認と報道
	20日	習近平国家主席が感染拡大の抑制指示
	23日	武漢市の事実上の封鎖措置開始
	26日	中国國務院が春節休暇期間の2月2日までの延期を発表
	27日	李克強首相が武漢市に入り対策状況を視察
2月	10日	習近平国家主席が北京の病院など視察
	13日	中国政府は湖北省の共産党委員会書記と武漢市の共産党委員会書記の2人を更迭する人事を発表
	19日	武漢市は感染抑制を徹底するため、医療車両や公用車を除く車両の通行禁止を市全域に拡大すると発表
	20日	中国湖北省政府が企業に対し3月11日まで休業を延長するよう要請
	21日	習近平国家主席が党政治局会議で北京の防疫対策強化を指示
	23日	黨員向け会議で習近平氏が演説、異常事態を強調
	24日	全人代・常務委員会が全人代の延期を決定

（出所）各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214** (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)